

# 厚真町ローカルイノベーション推進事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本事業は、厚真町において「挑戦を応援する文化」を定着させ、新たなアイデアや価値が日常的に生まれ、事業化及び共有を通じて次の挑戦へとつながる流れを生み出し、地域課題の解決及び新規事業の創出が継続的に生まれる基盤を形成することを目的とする。

また、町内外の多様な主体の参画により、相互扶助、共創及び投資が継続的に生まれる地域産業共創の基盤を育むとともに、令和9年度完成予定の文化交流施設を見据え、町内外の多様な人材を巻き込んだ自律的なコミュニティ運営の基盤構築を目指すものである。

## 2 委託業務の内容

- (1) 業務名称 厚真町ローカルイノベーション推進事業委託業務
- (2) 業務内容 別添「厚真町ローカルイノベーション推進事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日(土、日、祝日の場合はその翌日)から令和11年3月19日まで
- (4) 提案上限額 96,000,000 円(税込)以内。なお、各年度の上限額は次のとおりとする。
  - ① 令和8年度 32,000,000 円(税込)以内
  - ② 令和9年度 32,000,000 円(税込)以内
  - ③ 令和10年度 32,000,000 円(税込)以内※ 本金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案における上限額を示すものである。

## 3 受託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式とする。

本業務の実施に当たっては、起業・事業化支援、共創コミュニティ形成、情報発信、研究・社会実装支援等に関する専門的知見に加え、3年間を通じて継続的に事業を運営し、地域内外の多様な主体を巻き込みながら成果につなげる企画力及び実行力が求められることから、企画提案内容、実施体制、業務実績等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 厚真町の入札参加資格を有する者であること。

- (2) 厚真町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- (6) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱に該当しない者であること。
- (7) 本業務に類する事業を過去 3 年間に実施した実績を有する者であること。

## 5 本プロポーザル実施スケジュール

### (1) 契約締結までのスケジュール(予定)

手続等	期日
過去の報告書の閲覧依頼書提出	令和 8 年 6 月 10 日 (水)
質問書提出締切	令和 8 年 6 月 10 日 (水)
質問回答	令和 8 年 6 月 15 日 (月)
企画提案書等提出締切	令和 8 年 6 月 17 日 (水)
1 次審査 (書類審査)	令和 8 年 6 月 18 日 (木)
2 次審査 (プレゼンテーション)	令和 8 年 6 月 22 日 (月) 予定 ※ 厚真町が指定した日時場所で開催。

## 6 実施要領等の配布

厚真町公式ホームページからダウンロードとすること。

- (1)厚真町ローカルイノベーション推進事業委託業務公募型プロポーザル方式実施要領
- (2)様式集
- (3)厚真町ローカルイノベーション推進事業委託業務仕様書
- (4)別表 評価基準書

## 7 過去の報告書の閲覧方法

本事業に関連する過去の報告書の閲覧を希望する際は、「厚真町情報公開条例」に基づき申請書を期日までに提出すること。

- (1)提出書類 公文書公開請求書 (様式 1)
- (2)提出期限 令和 8 年 6 月 10 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
- (3)提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4)閲覧方法 厚真町まちづくり推進課政策推進グループでの閲覧

(5)閲覧日時 公募要領及びその他配布資料公開日から令和8年6月22日(月)までの閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで。

(6)提出先 厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

## 8 質問の受付及び回答

(1)提出書類 プロポーザルに関する質問書(様式2)

(2)提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時まで(必着)

(3)提出方法 持参、郵送又は電子メール

(4)回答方法 質問に対する回答は、令和8年6月16日までに、質問提出者全員に対し電子メール等により通知し、必要に応じて町ホームページに掲載する。

(5)提出先 厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

## 9 企画提案書等の提出

(1)提出書類

① 企画提案書表紙(様式3)

② 企画提案書

③ 業務実績書(様式4)

④ 実施体制書(様式5)

⑤ 見積書

⑥ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書は任意様式とするが、少なくとも次の事項を記載すること。

① 3年間を通じた事業全体の考え方及び実施方針

② 各年度の業務内容に関する具体的提案及びKPI

③ 3年後の到達目標及びKPI達成に向けた考え方

④ 実施体制及び役割分担

⑤ 業務スケジュール

⑥ 独自提案

⑦ 各年度の見積内訳が分かる内容

(3)提出期限 令和8年6月17日(水)午後5時まで(必着)

(4)提出部数 紙媒体1部及び電子データ

(5)提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)並びに電子データ提出

(6)提出先 厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

## 10 見積書の作成

見積書は任意様式とするが、消費税込みの金額を記載し、積算根拠を明確にすること。また、見積書は、3年間の総額のほか、令和8年度、令和9年度及び令和10年度それ

それぞれの年度ごとに内訳金額を明示するとともに、年度ごとの経費内訳が分かるよう記載すること。

なお、提案上限額を超える見積りは失格とする。

## 11 評価基準及び選考方法

企画提案書等に対し、厚真町起業家人材育成事業に係る業務受託者選考委員会において、評価基準に基づき総合的に審査する。

1次審査の後、2次審査を実施し、評価点の最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行うこととする。

### (1) 選考方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査し、最も評価点の高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

#### ① 審査基準

別表「評価基準」のとおり

#### ② 1次審査（書類選考）

評価基準に基づき、上位3社を選考し、2次審査の案内を通知する。

### (2) 2次審査プレゼンテーション

#### ① 実施日

令和8年6月22日（月）予定

#### ② 実施方法

提案者ごとに、3年間の提案内容について40分以内、質疑応答30分程度を参加者ごとに行う。出席者は3名以内とし、業務責任者又は主たる担当者が必ず出席すること。

なお、プロジェクター等を使用する場合は事前に連絡することとし、オンラインでの参加は原則認めない。

※会場その他詳細は別途通知する。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに通知する。なお、審査結果及び選考内容に対する異議申立ては受け付けない。

## 12 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格を満たしていない場合

(2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合又は提出書類に不足がある場合

(3) プロポーザル審査会に参加しない場合

- (4) 提案上限額を超える見積書を提出した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) その他、本要領に定める事項に著しく反した場合

### 13 留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に用いる言語は日本語、通貨単位は日本円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、審査及び契約手続に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開することがある。
- (6) 提出後の企画提案書等の修正は、町が認めた場合を除き認めない。

### 14 問い合わせ先

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

電話番号：0145-27-3179

メールアドレス：seisaku@town.atsuma.lg.jp